

事務事業評価シート (評価対象年度：令和 元 年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名	成年後見制度等制度利用事業					②事業番号	4527
③事業類型	3. 政策推進事業			④開始年度	平成 14 年度	⑤終了予定年度	年度 ○ 設定なし
⑥根拠法令等	○ 法令	条例	規則	○ 要綱	計画等	その他	法令等の名称 老人福祉法32条
⑦実施手法	直営	全部委託	一部委託	補助・負担	その他		
⑧関連予算科目コード	款	3	項	1	目	2	細目 4
⑨担当部名	健康福祉部			⑩担当課名	長寿社会推進課		会計 介護保険事業特別会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 判断能力の低下した65才以上の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等	① 65才以上の市民(3月31日現在)	人
②	②	
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
成年後見制度に関する周知を行うとともに、制度の利用が必要だが申し立てを行う親族などがない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等について、市長が成年後見制度の申し立てを行い、申し立てに伴う費用、後見人に対する報酬については、資力がある方は本人負担、それ以外については、市が負担する。	① 相談件数	件
	② 申立件数	件
	③ 助成件数	件
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
判断能力の低下した認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、成年後見制度を利用することにより本人が住み慣れた地域で、安心して、自分らしく暮らすことができるようになる。	① 審判件数	件
	計算式	
	② 認められた件数	件
	計算式	
	③	
	計算式	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
判断能力の低下した認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、成年後見制度を利用することにより本人の適切な財産管理、福祉サービスが受けれる状態。	政策(章)	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節)	3 みんなで支えあう福祉のまちをめざします
	施策中	1 地域福祉の推進
	施策小	3 権利擁護の強化

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	
対象指標①	65才以上の市民(3月31日現在)	人	17,352	17,566	17,629	17,700	—	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	相談件数	件	2	3	5	5	—	
活動指標②	申立件数	件	2	0	3	3	—	—
活動指標③	助成件数	件	1	2	0	1	—	
成果指標①	審判件数	件	2	0	0	4	—	
成果指標②	認められた件数	件	1	0	0	4	—	事業費などの推移にお ける特殊要因などの説 明
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.21	0.21	0.21	0.11		
	正職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		—
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	1,686	1,702	1,620	848		
	直接事業費	千円	216	90	0	672		
	総事業費	千円	1,902	1,792	1,620	1,520		
財源内訳	国庫支出金	千円	84	35	0	262		—
	府支出金	千円	42	17	0	130		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	48	21	0	150		
	一般財源	千円	1,728	1,719	1,620	978		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者が有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活が営めるように支援するため。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	高齢化に伴い認知症高齢者も増加していることから制度利用者も増えることが考えられる。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	制度を利用する者が今後も増加すると考えられ、専門職による後見事務だけではなく、市民後見人制度の拡充を図るため、今年度もの養成等を実施した。

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価 **A**

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	判断能力が不十分な方の財産を守ることは、権利擁護の強化につながる。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	法律で市による実施が義務化されている事務事業である。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	判断能力の不十分な方を対象としており相談件数も増えており費用面についても他団体と同程度である。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	認知症高齢者等の権利擁護が図られなくなる。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価 **A**

⑤期待どりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	認知症高齢者等の権利擁護が図られている。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	認知症高齢者等、権利を擁護する必要がある方が増加しており、成年後見制度の利用を促進することが重要となっている。また、悪徳商法の被害から守るためにも、成年後見制度の一層の周知が必要。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	すでに連携している。

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価 **A**

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	専門職による後見人の場合報酬扶助が発生するが、市民後見人の養成をおこなっているため後見人候補者が市民後見人相当であればボランティアのため報酬扶助が発生しないため直接事業費が削減できる。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	後見開始申立てにかかる手数料及び後見人に関する報酬に関しては、資力のある方は、自己負担としているため適正である。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 (事業の進め方に改善が必要) C: 課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要 (事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	今後も、認知症高齢者等の増加により、成年後見人制度の活用が見込まれる。市民後見人の養成事業と共に事業を進めることが適当。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

A	ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ウ. 終了 エ. 休止 オ. 廃止 (年まで) (年から) (年から)	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)
①改革、改善の具体案、実施年度など		—
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策		—